

## 答 申 書 (案)

登別市長 小 笠 原 春 一 様

平成28年12月21日付け諮問書により登別市下水道事業運営審議会に諮問のあった、

- ・下水道使用料の改定について

別紙のとおり答申します。

平成29年 月 日

登別市下水道事業運営審議会  
会 長 山 田 祥 夫

公共下水道事業は、生活環境の維持、公共用水域の保全に重要な役割を果たしており、登別市においても、平成2年度の供用開始以来、市民生活に欠くことのできない位置を占めてきた。

しかし、公共下水道事業は、人口減少による経営基盤の縮小、施設の大量更新期の到来などによって、全国的に厳しい経営環境に置かれており、こうした状況の中で、いかに持続可能な経営を実現していくかが自治体共通の課題となっている。

加えて、登別市では、長引く景気低迷などを背景に、平成10年度以来、下水道使用料を据え置いてきた経緯があり、この間、公債費の増嵩などによる支出の高まりを、主に資本費平準化債の発行などで賄ってきたが、こうした事業運営にも限界が生じつつある。

こうした中、登別市では、本年度、今後12年間の経営見通しを「登別市下水道事業経営戦略」としてまとめたところであり、今後は、経営戦略をひとつの指針に、中長期的な視点から、計画的な経営を行っていくことが必要である。

本審議会では、上記の認識の下、登別市からの諮問に基づき、下水道使用料の改定について慎重に審議を行ってきたが、三回に亘る審議により結論を得たことから、次のとおり答申を行う。

## 1. 下水道使用料改定の正否

今後の経営見通しを考えれば、下水道使用料の引き上げはやむを得ない。

## 2. 下水道使用料改定の内容

次期改定期（平成34年度）の急激な引き上げを回避することなどを考えれば、下水道使用料算定にあたり、平成30年度から37年度までの8年間を対象とする考え方は適当である。

改定後の料金表については、経営上の要請を満たしつつ、一般家庭の負担感を軽減することなどを考えれば、超過料金水量区分の一部統合を含め、別表のとおりとするのが適当である。

改定時期については、いち早く対策を講じるためにも、平成30年1月1日とするのが適当である。

## 3. 付帯意見

第一に、汚水処理原価が高い状況にあることを踏まえ、経費削減の意識を強く持ち、そのための取組を進めること。

第二に、利用者である市民に、下水道事業に対する理解を深めてもらう取組を進めること。

## 別 表

用途	基本料金（1月につき）		超過料金（1m <sup>3</sup> につき）	
	基本水量	金額		
一般用	8m <sup>3</sup> まで	1,520円	8m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	195円
			50m <sup>3</sup> を超えるもの	208円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで	2,500円	100m <sup>3</sup> を超えるもの	25円